

芽室町地域脱炭素戦略策定調査業務 仕様書

1 業務委託名称

芽室町地域脱炭素戦略策定調査業務

2 業務の目的

我が国は、「地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）」において、①中期目標として2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減する、②長期目標として2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、いわゆる「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すことを表明している。

これらの目標達成のため、地球温暖化対策推進法第21条に基づき、市町村は区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量削減を行うための施策に関する事項を定めた「地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定が求められている。

本業務では、これらの背景を踏まえ、町域における温室効果ガス排出量の推計と、脱炭素社会を見据えたシナリオの検討、再エネ導入目標等を策定するとともに、その実現に向けた政策及び施策を構想することを目的とする。

3 履行場所

河西郡芽室町

4 委託期間

契約締結日から令和6年1月15日までとする。

5 業務の実施

- (1) 本業務は、環境省監修の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）令和5年3月版」に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたり、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の進捗について、発注者に対して定期的に報告すること。
- (5) 受託者は、本委託業務の主たる部分を第三者に再委託してはならない。
- (6) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託する場合、あらかじめ発注者に書面により報告し、発注者の承認を得ること。
- (7) 本仕様に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- (8) 受託者は、業務の実施にあたり、最新の情報や事例を広く収集し、実効性の高い具体的な施策を提案すること。

- (9) 業務を進めるにあたっては、上位計画・関係計画と連携・整合・調整を図ること。

6 業務内容

(1) 基本的事項・背景の整理

- ①策定の背景（気候変動の影響、地球温暖化対策を巡る国際及び国内の動向、町における地球温暖化対策のこれまでの取組（芽室町地域新エネルギービジョンでの取組などを含む。）や今後の取組方針）を整理する。
- ②区域の特徴（地域概要、気象概況、人口と世帯数、地域産業の動向）を整理する。
- ③計画期間を設定する。
- ④推進体制を設定する。

(2) 温室効果ガス排出量の要因分析・推計

- ①本町の自然的特性、社会的特性について、温室効果ガス排出の現状推計及び将来推計を行う観点から、また、脱炭素化に向けて解決すべき地域課題を把握する観点から、地域経済循環分析や統計書、既往文献・報告書調査、web調査により情報を収集し、温室効果ガス排出量の現状や地域課題を分析・整理する。
- ②基準年度（2013年度）及び現況年度（統計データがそろそろ直近年度）の排出量を整理・試算し、それぞれについて部門・分野別に整理する。
- ③温室効果ガス排出の要因分析を行う。
- ③将来年度（2030年度、2050年度）の排出量を推計する。将来推計にあたっては、人口や産業活動などの活動量の将来推計をもとに、現状趨勢ケースの温室効果ガス排出量の将来推計を行う。国等のシナリオ参照ケース、再生可能エネルギー最大限導入ケースをもとに、芽室町の温室効果ガス削減目標を達成するための推計を、2030年度、2050年度ごとに推計する。

(3) アンケート作成・分析

町民や事業者の地球温暖化やエネルギー資源に関する問題、再エネ等に関する理解度などの把握や、エネルギー利用状況（用途・種類・量）の原単位化、再生可能エネルギーの利用及び省エネルギーに関する意識調査を行い、町の将来ビジョンを整理するためのアンケート調査を実施する。

調査対象の抽出は、町が行う（町民：18歳以上、1,000人程度、事業者：150社程度）。

受託者は、①調査票及び依頼文の作成、②宛名シールの作成、③調査票の印刷、④調査票の送付及び回収、⑤データの集計・分析を行う。

(4) 将来ビジョン・脱炭素シナリオの検討

- ① アンケート調査の結果などを踏まえ、将来ビジョンを検討する。将来ビジョンを達成するため、バックキャストイングの手法を用いて 2030 年度までに段階的に到達すべき中間目標（ビジョン）を検討する。中間目標（ビジョン）の達成に向けては、フォアキャストイングの手法により着実な脱炭素化及び社会指標改善に向けたアプローチを検討し、「現在」「2030 年度」「2050 年度」のつながりを意識しつつ脱炭素シナリオとして取りまとめる。
- ② 温室効果ガス排出量の推計結果より削減目標を設定し、目標達成に向けた脱炭素シナリオを検討する。
- ③ 脱炭素シナリオでは、省エネによる削減量や森林吸収量を試算した上で、再エネ導入目標を設定する。なお、再エネ導入目標を設定する際には、ポテンシャル、現状の導入状況についても整理する。

(5) 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

削減目標を達成するための具体的な政策方針や重要施策構想を検討・作成する。

(6) 業務報告書の作成

上記内容を整理し、業務報告書を作成する。

(7) 委員会の運営補助

- ① (仮称) 芽室町地球温暖化防止実行計画(区域施策編) 策定委員会(以下「委員会」という。)に必要な資料を提供する。なお、資料については、芽室町環境審議会をはじめ、関係する会議等への資料にも転用できるものとする。
- ② 委員会に出席し、資料等の説明及び議事録の作成を行う。なお、委員会は3回の開催を予定している。

(8) 打ち合わせ・協議

本事業の推進にあたっての打ち合わせ及び協議は、下記の段階で行うものとする。ただし、必要がある場合は、随時行うものとする。なお、本業務に関する打ち合わせは、原則、芽室町役場で行うこと。

- ① 初回打ち合わせ：業務着手時
- ② 中間報告：アンケート分析時
- ③ 最終打ち合わせ：報告書の作成時

7 成果品

成果品は、次のものを提出すること。

- (1) 業務報告書 一式
- (2) アンケート結果分析資料 一式
- (3) (1) 及び (2) の電子データ 一式

8 使用する主な図書及び基準

本事業実施にあたって使用する主な図書及び基準等は、下記に示すとおりとする。

- (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律（最終改正：令和3年6月2日）
- (2) 地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）
- (3) 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）
令和5年3月版
- (4) 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）
令和5年3月版
- (5) 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（事例集）
令和4年3月版
- (6) その他、温室効果ガス排出及び地球温暖化対策に関連する計画、文献等

9 注意事項

- (1) 受託者は、個人情報保護法を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (2) 成果品の所有権、著作権及び利用権は、本町に帰属するものとする。
- (3) 本業務により得られた成果品、資料や情報等は、本町の許可なく他に公表、貸与、使用、複写及び漏えいをしてはならない。
- (4) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合、受託者は速やかに必要な訂正や補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。